

警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第134号)

配信日 平成29年11月29日

**連絡をしてはいけない！
架空請求に注意**

<相談事例>

スマホのSMSに身に覚えのない請求のメッセージが届き、「有料動画サイトの利用料金が未納だ。本日中にご連絡なき場合は、法的手続きに移行する。」と書いてあった。大手事業者の名前が書いてあったので、電話したら「昨年を利用したアダルトサイト料金の未払いが40万円ある。いったん払ってもらって、返金する」と言われた。指示された通りコンビニへ行き、言われた支払番号をコンビニのマルチメディア端末に入力し、発行された用紙を使いレジで精算した。返金手続のため、領収書は首都圏にあるインターネット関連の協会あてに封書で送った。

<注意ポイント>

- 架空請求という詐欺です。「法的手続きに移行する」と言い、不安をあおって支払う必要のない代金を請求する手口です。
- 業者から支払番号を伝えられ、コンビニで支払うように言われたら詐欺です。電子マネーやギフトカードを買うように言われるのも詐欺です。
- 「返金する」というのはウソです。鵜呑みにしないでください。
- SMSは電話番号を使って送っているのだから、誰の携帯電話（スマホ）にメッセージを送っているのか詐欺グループは分かっています。
- 請求がSMS（ショートメッセージ）で送られて来ることはありません。不安を感じたり、心当たりがあっても、相手に連絡をする前に消費者センターや警察に電話をしてください。

長崎市消費者センター 相談専用電話 **095-829-1234**

(〒850-0877 長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

[相談受付時間] 火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)